

(重要) 本事務連絡は、7月22日(水)に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した、8月1日以降における催物の開催制限等について、周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

8月1日以降における催物の開催制限等について

これまで、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日変更)に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたところです。

上記方針においては、8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m))を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃するとの目安を示してきたところですが、7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、現在の感染状況等に鑑み、8月1日以降のイベント開催については、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとすることが決定されました。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、7月23日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「8月1日以降における催物の開催制限等について(事務連絡)」(下記参照)が発出されており、上記の決定等を踏まえての留意事項について改めて連絡されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、

下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いします。

記

- ・ 令和2年7月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）
（概要）
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202007/22corona.html
（資料）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/sidai_r020722.pdf
- ・ 8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf
- ・ 7月10日以降 における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp